

第99回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成27年9月11日(金) 14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第4特別会議室

3 出席者

座長 秋山 収
江利川 毅
小野 勝久
小早川 光郎
高橋 滋
松尾 邦弘
南 砂

(総務省) 総務大臣	高市 早苗
総務審議官	笹島 誉行
行政評価局長	新井 豊
大臣官房審議官	讃岐 建
行政相談課長	永留 世悟
行政相談業務室長	細川 則明

4 議題

(1) 事案

- ① 健康保険及び厚生年金保険の保険料納付に係る口座振替の取扱い(新規)
- ② 後期高齢者医療等に係る保険料の還付の促進(新規)
- ③ 後期高齢者医療等に係る保険料の還付加算金の取扱いの改善(新規)

(2) 報告

- ① 育児休業給付金の給付要件である「みなし被保険者期間」の見直し(回答)
- ② 健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付が判明した場合の延滞金の取扱いについて(回答)

5 議事概要

(1) 事案

① 健康保険及び厚生年金保険の保険料納付に係る口座振替の取扱い

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(小野委員)

既に事業主名と異なる名義で口座振替を行っている都道府県があるが、特に支障は生じていないのか。

(事務局)

伺っている範囲では、トラブルはないと聞いております。

(高橋委員)

異なる法令であるが同じ規定ぶり(注)の下で、片方は認め、片方は認めないという取扱いをしているのは非常にまずいことだと思う。

しかし、労働保険でも、子会社の労働保険料を親会社が納付することを想定して、事業主名と異なる名義での口座振替を認めているが、事業者でなければ認めていない。

そこで、法令上の「徴収上有利」ということの解釈をはっきりさせて、「徴収上有利」ということに問題がないので、事業主名と異なる名義での口座振替を認めてくださいという形で申し上げた方が、厚生労働省年金局や日本年金機構も安心なのではないか。

個人の名義を認めることはリスクが高いという可能性もあるので、どういう場合に認められるのかという法解釈を確認する必要があると思う。

(注) 健康保険法(大正11年法律第70号)第166条及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第83条の2では、それぞれ「その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。」、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第21条の2第1項では「その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。」と規定されている。

(事務局)

健康保険等と労働保険の「徴収上有利」ということの解釈を改めて確認させていただきます。

(松尾委員)

一番大事だと思うのは「納付が确实と認められ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り」という法律の表現。これは保険料を徴収する方が取りっぱぐれない、簡単に未納付だの逃げることは許さないという発想から「納付が确实と認められ」という表現が入っているの

ではないか。

その次に、「保険料の徴収上有利と認められるときに限り」という表現だが、正確な意味はちょっと分からないが、徴収する側からみて、そうした方がプラスアルファになるということだと思う。

条文に書かれている以上、これが大原則になるが、この大原則を侵害するという抽象的あるいは事実上のおそれがない場合には、納付する側の利便性、手間が色々省けるといったことを比較した上で、どうしたらいいのかという結論が出るのだと思う。

例えば、都道府県の意見に出ていたが、現金で納付する場合には二人でやらなければいけないという。まず、現金化するという作業もあるし、金額が大きくなると、それだけリスクが大きくなる。口座振替した方が、納付する側には非常にプラスになることは、すんなりと分かる。

私は色々な企業と関わりを持っているが、できるだけ現金決済はやめるということがリスクを防止する上で企業では強く推奨されている。口座振替ができれば、そういった企業、民間の人たちが採っている一つの方向にも沿うことになるし、それによって特段の支障や問題がないということであれば、それは支障のない範囲で広く認めるべきであると思う。

保険料の納付については、納付する側の利益なり利便になるということもはっきり考える必要があるのではないか。

(小早川委員)

一般社会の常識として金融機関は、口座開設を認める際に、例えば、法人なら法人名義そのものでなければ認めないとまでは言わないのではないか。

利用者側は、自分の組織の中の事務処理の便宜から、どの名義にするのかを決める。金融機関側は、それで結構ですよということで、〇〇会計課長といった名義の口座ができる。そうした一般社会の当たり前なしきたりを、健康保険等は全然認めないで、徴収する側の物差しで判断する。それが基本的におかしいという気がする。

そして、その物差しは日本年金機構などからすれば、納付確実、徴収上有利という抽象的な文言をどう具体的に解釈適用するかというところなのだろうが、その解釈適用の仕方が一般社会の常識とかなり違っているのではないかという感覚が強くなる。

今の話は、ある組織の中で、例えば法人と法人の一部とは同じものとみなしていいのではないかという話であり、単に「事業者と異なる口座名義」という場合には、そうではない話もある。個人も認めるという話になると、たまたま事業主と仲良しという理由だけで、法人とは無関係の個人の口座から払うという関係が出てくるのかもしれないが、それは確実ではないし、従って有利ではないかもしれない。

そうした特別な話と、先ほど申し上げたような組織の中でどういった事務処理をするのかというだけの話とは性質が全然違うと思う。少なくともそこは分けて取り扱うべきではないか。それをしないから、このような非常識な取扱いになってしまうのではないかという気がする。

(江利川委員)

具体的な事例を少しみて考えなければならないと思うが、本件は県の教育事務所が事業主となっていて、そこで働いている人のほとんどは地方公務員共済組合に入っていて、たまたま正規の職員だけでは仕事はできないということで非常勤の職員がいる。そして、非常勤の職員は共済組合に入れないので健康保険や厚生年金に入っているということである。そのため、共済組合と健康保険等の二つの制度に対応しなければならない。普通の民間企業であれば厚生年金や健康保険だけで済んで、あるいは普通の国家公務員、地方公務員の世界だけであれば共済組合だけで済んでいる。

また、地方公共団体の支出管理、資金管理については、私もその分野は詳しく知らないが、会計法のようなものがあって、資金前渡職員といった人が資金支出するだとか、資金支出担当者が決められているのではないかと思う。すると、いわゆる事業主に相当する人ではなくて、法令に基づいて支出担当者が支払いを行うという特殊な事例なのではないか。

そのため、この問題は一般的なことに普及する話ではなくて、一つの特殊な事象として考えるべきと思う。おそらく、厚生労働省年金局の見解は、納付をしっかりとってもらわなければならないところが、例えば5人、10人の中小企業において、事業主ではない別の人を口座名義人に立てたりして、誰が払うのかはつきり分からなかったら困るというケースを念頭に置いて心配しているのではないか。

一方、相談者は、公的な事務所でしっかりしていて、財源はちゃんと予算で組んでいて、資金前渡職員でやっていて、それはもう払いばつぐれがないということがはっきりしている組織である。

厚生労働省年金局が考えている懸念は、本件のケースとは違うのではないか。これを同一に議論するとうまく整理ができないのではないかと思う。

そこで、一つ調べてもらいたいのは、本件は地方公共団体からあった話であるが、国ではどうなっているのか。国も共済組合に入っているわけであるが、定員管理が厳しいこともあり、かなりの非常勤職員を雇っている。そういう人たちはおそらく健康保険等に入っているはずなので、それら非常勤職員の保険料をどのように納付しているのか。

そうした確実な仕組みのところについて例外的に処理する話と、一般に処理する話とを分けて整理しないと現実的な答えにたどり着かないのではないかというのが私の感触である。

(秋山座長)

厚生労働省年金局の見解は、先ほど小早川委員が言われたような、法人とは無関係の個人を口座名義人に立てることを念頭に置いて、形骸化だとか滞納リスクだとか資力調査だとかということを行っている。

実際に行われているのは、一つの組織の中で、組織の事務処理の便宜のためとか、あるいは親会社・子会社という関係で、親会社が引き受けてやりましょうというような、いわば常識的、合理的な範囲内で行われていることなので、そのことをよく分かっていただければ、厚生労働省年金局としても、方向転換することにそれほど大きな問題はないような気がする。

それから、形式的に言えば、労働保険は、口座名義人からの同意書が提出されれば口座振替が行えるというだけの話しか表面化していない。実際は、当然安全なケースしか認めていないということであろうが、それが表面化していないところが年金局が心配するゆえんではないかという感じもする。関連のある一つの組織の機関というような形で認めれば問題ないかと思うので、そういうことも含めて少し働きかけをして進めていただきたい。

(小早川委員)

一つ追加でよろしいでしょうか。厚生労働省年金局の見解を読んでいると、違う口座名義を認めてしまうと、その名義人が債務者になってしまうような感じで書いてある。でも、おそらく、その口座に残高がなければ、口座名義人に対して追及するのではなくて、事業主に対して督促することになるはずである。

(秋山座長)

やや防御が先行しているような感じの議論の立て方という気がする。その辺の誤解も解きつつ、検討を進めていただきたいと思う。

(江利川委員)

一つよろしいでしょうか。県の教育事務所は地方公共団体であるし、何の問題も実際はないだろうと、トラブルは起こらないだろうと思うが、厚生労働省年金局の見解では、本件のような要望というのはあまり聞いたことはないということで、現実には今の仕組みでできているような感じのことを言っている。

事務局で検討してもらおう中で、一般論的な意味でやるべき課題なのか、個別にみるべきものなのかということをし少し吟味していただきたいなという感じがする。確認してもらおうということも含めて。

(小野委員)

大変恐縮であるが、意見がないから良いということではなく、こういう決まりだよと言われれば、そうですかと従ってしまうことも結構あるので、苦情や困っているという声が出ないということをしとせず、もっと公平性と

か利便性とかいったことも含めて、ぜひ検討していただきたい。

(江利川委員)

私が勤めている研究所では、研究所の名前で登録して研究所の名前で納めている。法人の名前で登録して法人の名前で納められると例えば理事長が替わっても変更する必要はないし、担当者の名前で特段やる必要もない。

法人の名前の口座で払えるのであれば、不便はないという感じがするが、一方で、その責任の所在の明確化も制度としては必要なもので、その辺の実際上の必要性和制度上の責任の問題、また、利便性はどうかということを経合的にみていく話かなと思う。

(秋山座長)

今回限りで結論が出る問題ではないので、各委員の御意見も含めて、次回まで検討、情報収集していただきたい。

② 後期高齢者医療等に係る保険料の還付の促進

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山座長)

「介護保険減額更正請求事件」に係る最高裁判決は介護保険だけに適用され得るものか。介護保険に適用される判決の趣旨については、後期高齢者医療保険や国民健康保険にも適用されるという理解でよいか。

(事務局)

厚生労働省では、最高裁の判決の趣旨については、介護保険のみならず、後期高齢者医療保険や国民健康保険にも当てはまると考えています。

(秋山座長)

三つの保険制度とも、「介護保険減額更正請求事件」の判決確定を踏まえて、平成 27 年度以降の保険料については、減額賦課の期間制限を 2 年とし、26 年度までの保険料については、地方税においては所得情報が過去 5 年分あることから、少なくとも過去 5 年間は減額賦課決定するという事か。

その場合、後期高齢者医療については、全国ほとんどの広域医療連合において正しい取扱いが行われているが、介護保険及び国民健康保険については、市町村において、その取扱いが区々となっている状況にあるということか。

(事務局)

そのとおりです。

(松尾委員)

「介護保険減額更正請求事件」の判決確定を受けて、国は、市町村に対し、

減額賦課決定の取扱いの徹底を求める通知や周知は行われているのか。

(事務局)

介護保険については、「介護保険減額更正請求事件」の判決確定から一月足らずの平成 25 年 6 月 16 日に都道府県宛てに、後期高齢者医療については、約 1 年後の 26 年 8 月 5 日に都道府県や後期高齢者医療広域連合宛てに発出されています。

ただし、国民健康保険について、厚生労働省では、従前から「減額賦課の期間制限は 5 年が妥当である」とする解釈を有していたことから、通知を発出していません。

介護保険の場合、都道府県は、通知の写しを市町村に送付しているため、市町村では、必ず承知することになります。

(松尾委員)

平成 26 年 6 月に三つの保険制度に係る法改正が行われ、27 年度からの保険料については減額賦課の期間制限が 2 年とされる一方で、26 年度までの保険料については、減額賦課の期間制限が 2 年ではないということが分かるような通知や周知について、厚生労働省は行っているのか。

(事務局)

後期高齢者医療及び介護保険については、通知後、それぞれの制度の Q&A といった形で、26 年度までの保険料を減額賦課する場合、2 年の期間制限に服さない取扱いになることを周知しています。しかし、国民健康保険については、行われていません。

後期高齢者医療及び介護保険の保険料に係る減額賦課の取扱方法を示した厚生労働省の通知について、当局の調査結果をみる限り、市町村等に浸透していない、あるいは、取扱いが誤解なく行われていない状態にあると思われます。

(秋山座長)

国民健康保険については、判決確定後に何らかの通知は出していないという整理でよいか。

(事務局)

そのとおりです。また、平成 17 年に「国民健康保険税に 5 年の期間制限があることから、それに鑑みて 5 年が妥当である」とする解釈が示されていますが、当該解釈についても、市町村に通知や周知は行われていません。

(松尾委員)

後期高齢者医療や介護保険については、取扱いの見直しが通知されているのに、現場である保険者において対応しないという実態があるわけだが、どのような理由や事情があるのか。

これまでであれば、現場においては、通知されれば、それに沿った形できち

んとした対応が行われるのだが、今回は、それができていない。そこが問題である。

今後も、似たような例が出てくるとしたら、今回の例を改善させることが、現場に徹底を求める際の一つの良い例になるのではないか。

現場に通知を徹底させるというか、きちんと理解をしてもらい、そして、通知に沿った取扱いが徹底できるようにする方法を検討する必要があるのではないか。

(事務局)

後期高齢者医療については、三つの医療広域連合では、医療広域連合のシステムや市町村の後期高齢者医療部局のシステムが、2年を超えて減額賦課することができないため、減額賦課の取扱いをしていないとしています。

一方、市町村の中には、システムで対応できないため、手作業で更正された住民税額に係る所得情報を把握し、減額賦課の決定を行っている例もあります。(松尾委員)

システムで対応できないから減額賦課を行わないところと、システムで対応できないから手作業でも行うところ、この両者を比較して検討するべきであろう。

(小早川委員)

行政が解釈を誤っていた場合、是正できるものは是正するという考えの方向性は正しい。是正とする場合、三つの段階に分けて考えるべきである。

一つ目は、全て是正しなければならないのか。

二つ目は、どこまで遡るのか。

三つ目は、実態として、きちんと是正ができているのか。

一つの参考例というか、類似とみられる例になるのは、数年前にあった「冷凍倉庫の該当非該当に係る解釈誤りによる固定資産税額の算定間違いが全国で発生した問題」ではないだろうか。その際、行政機関は、どのようにに対応したのか。

本件でも、同じ対応が求められるのではないか。

保険料を納付した者から申し立てがあった場合には、必ず対応することは当然のことであるが、地方公共団体は職権でどこまで対応すべきなのか。

「冷凍倉庫の問題」で、地方公共団体は職権で対応したのか。

(事務局)

小早川委員ご指摘の「冷凍倉庫の該非に係る解釈誤りによる固定資産税額の算定間違い」とは、平成18年、総務省の解釈が明確でないため、市町村において本来冷凍倉庫とすべきものを一般倉庫として取り扱った結果、適正な課税額よりも高額な課税額になった問題です。

これについて、総務省は、平成19年2月、都道府県に対し、

- ① 市町村に対し、課税ミスがないか点検すること、課税ミスが判明した場合には適切に対応すること及び納税者に十分な説明を行うことを周知するよう指示しています。
- ② また、市町村における点検結果を報告するよう指示しています。
- ③ 地方税の場合、解釈誤りによる課税ミスについては、少なくとも5年に遡って適切に課税ミスが更正され得ると判断しています。

ただし5年以上遡ることについての指示、あるいは考えを示すことについては、地方税であることを踏まえれば、国として対応すべきことではなく、市町村の判断に委ねられるべき問題であるとしています。

さらに、冷凍倉庫事業者の全国団体である「日本冷蔵倉庫協会」においても、全会員に対し、冷凍倉庫に係る固定資産税の課税額にミスがないかどうかを市町村に照会するよう連絡をしています。

(小早川委員)

これを一つの例にすれば、国としては、足並みをそろえるべきである。つまり、冷凍倉庫に係る固定資産税の課税誤りにおける国の対応と同じような対応が今回も必要になるという考え方で構わないのではないか。

(秋山座長)

冷凍倉庫の課税誤りについては、誤りが明確であり、かつ対象が少ないので、市町村では、簡単に把握できたのではないだろうか。

本件の場合には、年金の減額に伴う保険料の減額という、やや例外的事象に対する対応というもので、どのくらいの事例があるのかということから把握して、どの程度のマグニチュードというか、波及を引き起こすのか、その辺りを探っていかなければならないのではないだろうか。

保険者である地方公共団体に、不当利得といったようなものが残っているのであれば、方向性としては、保険者が職権できちんと、更正といった対応をすべき問題ではあろう。

しかしながら、システムで更正できないという問題も残ったままである。

(松尾委員)

抽出した市町はシステム上の問題として挙げているが、それは、実際どのくらいの作業で、どのようなコストがかかるか調べることはできるか。

(事務局)

具体的には、システムの改修費用や、手作業による労力ということでしょうか。

(松尾委員)

システムの改修が必要であるとしているが、2年以上遡及して保険料を減額更正する場合に、尽くすべき手段としては、システムでしか対応できないのか。システム以外の対応方法はないのか、その辺りを調査してほしい。

事務局の説明では、手作業でやっている市町もあるのだから、システムより費用が安くて済む場合もあるのではないか。その辺りを見極めるためにも、実態調査が必要なのではないか。

また、システム改修が必要な場合には、どのようなシステムに改修しなければならないのか。その場合の費用はどの程度か。分かれば、その辺も調べておいてほしい。

その辺がはっきりと分かれば、バランスの良い判断ができるのではないだろうか。

(秋山座長)

後期高齢者医療については、ほとんどの広域医療連合で対応されているのであるから問題はないであろう。

介護保険については、きちんとした対応が行われている団体があるので、当該市町に対し、どのような対応が行われたかを調査してほしい。

(事務局)

介護保険そのものに当てはまるものではないのですが、富山県医療広域連合からの依頼に基づいて、富山市後期高齢者医療部局が手作業で、保険料の減額賦課が必要と考えらえる被保険者の所得情報を抽出しています。

具体的には、いずれも紙媒体ですが、富山市後期高齢者医療部局では、住民税部局が持つ減額された個人住民税に係る情報から、後期高齢者医療の被保険者分の所得情報を抽出し、それを富山県医療広域連合に報告し、同連合が手作業でシステムに入力し、保険料の減額賦課の決定が行われています。

(秋山座長)

本件と次の案件とは似ており、かつ密接に関連しています。事務局の方から次の案件について説明を受けた後、二つの案件を併せて議論する方向でどうでしょうか。

③ 後期高齢者医療等に係る保険料の還付加算金の取扱いの改善

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(小野委員)

前の付議事案もそうであるが、地方公共団体が対応しないとしている理由にシステムで対応できないことを挙げている。これは、対応しない理由にならないのではないか。

我々としては、保険者における減額賦課の取扱いについて、あるべき姿を前提として、どのように対応すべきかを検討することが望ましい。

市町村自らが、減額賦課が必要な件数について予測し、システムで対応するか手作業で対応するかを判断していけばよいのではないだろうか。

まず、国としては、地方公共団体において減額賦課の取扱いが適切に取り扱われるようにすることを徹底させる必要があると考える。

二つの付議事案については、いずれも、地方公共団体における取扱い方針に温度差があり、取扱いの実態もバラバラであり、かつ不適切とみられる取扱いの例が散見される。

このような状態は改善されるべきであり、行政相談としては、実態が不足している部分については調査し、あっせんにより改善を行うべきである。

(秋山座長)

本件は、行政の間違いであり、職権で補正して還付すべきという立場に立つべきと考えてよろしいのでしょうか。

(小早川委員)

基本的には、その考え方が正しい。

ただし、市町村では、補正又は更正する場合、システムでは対応できず、手作業で行うには非常に労力がかかるといったことを理由として挙げている。

これは、更正しない理由にはならず、やらない口実というか、しない動機に過ぎない。更正をしなくていいんだということにはならないと考える。

ここで問題になるのは、何年遡って更正を行うかということであろう。

また、この問題とは別に、最高裁の判決確定を受けて、それぞれの法律で減額賦課の期間制限を2年とする防波堤を作った点も問題である。

国税の場合は、減額の更正ができる期間を1年から5年に延長する方向で改正している。また、地方税の場合は、増額の賦課の期間制限が3年であるのに対し、減額の賦課の期間制限は5年である。

保険料の賦課の期間制限について、増額が2年だから、減額も、それに合わせて2年にするというのではなく、むしろ、国民の立場に立つと、期間を延長する方向で検討すべき問題ではなかったか。

判決を受けた厚生労働省の対応は、国民の立場に立っていないというか、少し、問題の余地が生じる対応ではなかったか。

次に、更正する場合、どこまで遡るかという問題である。

還付を受け取る権利の時効が5年とされている。その期間を超えて遡るとするが、行政と国民との間には、時効が来れば終わるということが原則になっている。これを超えることが妥当か。

一方で、国に専ら責任があり、信義則に反していれば、行政側の時効の主張を認めないとする最高裁の判決もある。遡及期間についても、理論的な説明が必要なのではないだろうか。

結論としては、地方公共団体は、できるだけ遡って更正するといった対応が

必要であると考える。

(松尾委員)

判決文を読むと、「控訴人の見解に立脚した場合に減額更正すべき件数が増大するとの主張に至っては、法令の解釈により減額更正が可能なのであれば、処分行政庁において減額更正をすべきであることは当然であって、主張自体失当である」とある。

これは、相当、きつい表現である。

仮に、控訴人が「システム改修が必要で、相当の費用がかかるため、対応できない」と主張した場合、違う結論になるのか。

控訴した市町村に件数が増大するとする以外の主張があれば確認しておいてもらいたい。

今日の議論では、システム改修や手間暇の問題が議論になっているのだが、これらの問題を、控訴人の主張として、置き換えた場合、どうなるのか。そこをどう考えていくか。

(秋山座長)

その考え方は、そのとおりであろう。

一方で、判決においては、件数が増大するとなれば、どの水準を超えれば、合理性があるといったことには言及していない。

とすれば、システムの問題であろうと、金額の問題であろうと、判決で示された件数の考え方と同じように横並びで考えるのが順当ではないか。

本件については、地方公共団体が、法の解釈に沿って、きちんと対応すべきであろうというのが会議の方向性ではないでしょうか。その方向で押しはどうか。

(江利川委員)

最高裁の判決の趣旨を踏まえ、それに沿った対応が徹底されるというのは、正しい方向であるし、当然のことであると考える。

徴収権の消滅期間が2年であるから、賦課権の消滅期間についても2年にしたのが妥当かどうかというのは、非常に疑問が残るところである。立法政策の問題ではあるが、本来は、このことが議論になるべき問題であろう。

システム改修については、マイナンバー制との関係もあるのではないかと。つまり、マイナンバー制の導入により、市町村の各種のシステム改修が行われるのであれば、その時点で考えてみるというか、よい機会になると考えられる。マイナンバー制の導入によるシステム改修に併せ、本件に対応できるようなシステム改修を行うのも一つの方策ではないだろうか。

その場合、時効や所得情報に関する記録の保存年限の問題も出てくるので、その辺りのことも考慮しなければならない。

厚生労働省としても、法の趣旨の徹底を図るとするのは、難しい問題では

ないだろう。

しかし、地方公共団体がシステム改修費用を国で確保してほしいといったとき、厚生労働省はどこまで対応できるのかというと、非常に疑問があるというか、無理ではないだろうか。

件数が多い地方公共団体については、国からの補助なしにシステムを改修するという手段もあるだろうが、件数が少ない地方公共団体については、どう対応すべきか。手作業でやらざるを得ないのではないか。

うまく行われている地方公共団体の事例を紹介するなどし、それを参考に地方公共団体に対応してもらおうというのが望ましいのではないだろうか。その中で、法の趣旨の徹底を図っていくことが必要である。

(高橋委員)

2年を超えて遡及更正するためにシステム改修が必要なのかどうか。市町村では、地方税の更正の情報については、システム上できちんと把握できるということなので、地方税のシステムを改修する必要はない。その後手作業で所得情報を入力するなどして、保険料の再計算を行うとしても、職員が対応できないというものでもないのではないだろう。

(秋山座長)

推進会議としては、減額賦課の事由が生じたことにより、間違った額になった保険料を正さないとする保険者においては、最高裁の判決を尊重し、尽くすべき手段を尽くすことにより、正しく対応してもらいたいとする強い意向がある。

この結論を厚生労働省にぶつけて、「地方公共団に改善を求める場合、どの程度のマグニチュードの話になるのか」といった厚生労働省の見解を聞き、地方公共団体への実態把握も踏まえ、検討するという方向でどうであろうか。

(小早川委員)

元はといえば、国が、解釈を誤っていたというか、変な制度を作っていたことに原因がある。その尻拭いを地方公共団体が突然やらされるような面もある。システム改修については、財政上の問題もあるので、システム改修に頼らない無駄のないやり方を地方公共団体に紹介するなど、きちんとしたノウハウを提供していく、国が責任を持って対応すべき問題ではないだろうか。

(秋山座長)

場合によっては、今日、明日に解決する問題でもないような気もする。厚生労働省には、まじめに考えてもらおうということで迫る。そのような方向でよろしいでしょうか。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 育児休業給付金の給付要件である「みなし被保険者期間」の見直し (回答)② 健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付が判明した場合の延滞金の取扱いについて (回答) |
|---|

以 上